

第6回臨時会

令和2年4月16日

町長提出議案

●令和2年度 一般会計補正予算

5100万円を追加し、歳入歳出総額を108億8100万円とするもの。
全体的な概要としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止、及び、地域経済支援に関する緊急措置に伴う補正予算となっている。

可決(全員)

■総務費 105万円

新型コロナウイルス対策のチラシの用紙代、封筒の印刷代、郵送料の経費。



健康体操は機能改善に
(デイサービスセンター浮輪)

■感染拡大防止に係る経済支援交付金 336万円

感染拡大防止のためデイスタービスの規模を縮小することにより、事業所にとつては、サービス収入の減となり、その減少分の2分の1相当額を、100万円を上限に交付するもの。

■中小企業等融資保証料補給 65万円

■中小企業等融資利子補給 978万円

現行制度は、県の産業振興計画推進融資を利用した事業者へ融資の残高に対し年1%の割合を乗じて算出した金額を補給していた。これを、小規模事業者経営改善資金融資など、3つの融資制度を追加することで選択肢が増え、より使いやすい制度となる。

従来からあつた保証料の全額補給に加え、令和2年度から6年度までの期間中は、金利を実質ゼロにするというしくみ。

■感染拡大防止に係る経済支援交付金(宿泊、飲食観光体験事業者向け) 3千万円

同じ医療、文化、生活圏の幡多地域で、クラスター(感染者集団)が発生した場合に対応するもの。内容は、感染リスク、及び、3密形成の可能性

が高い宿泊、飲食、観光体験事業者の方々を対象としている。県内外からの人の交流が発生し、感染リスクの高くなるゴールデンウィーク全期間4月25日から5月6日を含む、原則1か月間の休業要請への賛同と、それに伴う経済被害に対して、1事業者20万円以上100万円を上限とした交付金を支給するもの。

■感染拡大防止に係る経済支援交付金(スポーツツーリズム関連) 603万円

現在、町が取り組みを進めているスポーツツーリズムにおいて、感染防止のため、町が決定した合宿、大会の受け入れ全面自粛に伴い、町内の各宿泊施設で発生したキャンセルをはじめとする、経済被害額の30%分を支援交付金とするもの。

条例制定

●黒潮町長等の給料の特例に関する条例の制定

この条例の制定は、今回提案している補正予算をはじめ、今後、住民の命を守るために講じる新型コロナウイルス感染症対策における財源の一部とするためのもの。

内容は、町長が、給料月額から100分の10を減額し、副町長ならびに教育長が、給料月額から100分の5を減額して支給とするもの。いずれも令和2年5月1日から1年間。

可決(全員)



土佐西南大規模公園体育館と周辺のスポーツ施設